



令和 6 年 4 月 5 日改訂

関連法令	いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年 6 月 2 1 日） 成立 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行 千葉県いじめ防止対策推進条例（平成 2 6 年） 千葉県いじめ防止基本方針（平成 2 6 年 8 月 2 0 日） いじめの防止等のための基本的な方針の改定 （平成 29 年 3 月）「船橋市いじめ防止基本方針」 生徒指導提要（令和 4 年 12 月文部科学省）
------	---

1 いじめの防止策に関する基本的な方針

（1） いじめの定義

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2） 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。
いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、児童が自らの意志によっていじめに向かうことのないようにすることが重要である。全ての児童が安心して学校生活を送り、将来に希望をもって様々な活動に取り組めるようまた、児童の豊かな情操や道徳心を養い、自分と他人の存在を等しく認め合うことで人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。
学校の内外を問わず、いじめが行われないように指導にあたる。
いじめを受けた児童やいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識する。表面的・形式的に判断することなく、けんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、いじめられた児童の立場に立って背景にある事情を調査し児童の感じる被害性に着目して、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」で「いじめ」に当たるか否かを判断する。
学校を中心として体制を整え、教育委員会や保護者、地域及び関係機関や警察が連携を図り、いじめ問題を克服することを目指して対応する。
いじめ問題への対応に当たり、いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
いじめの解消とは、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3 か月が目安）継続している。」「被害者が心身の苦痛を受けていない。」という二つの要件が満たされていることを指す。

（3） いじめの禁止

児童は、絶対にいじめを行ってはならない。
児童は、ほかの児童に対していじめが行われていることを認識しながら放置してはいけない。

（4） 学校および職員の責務

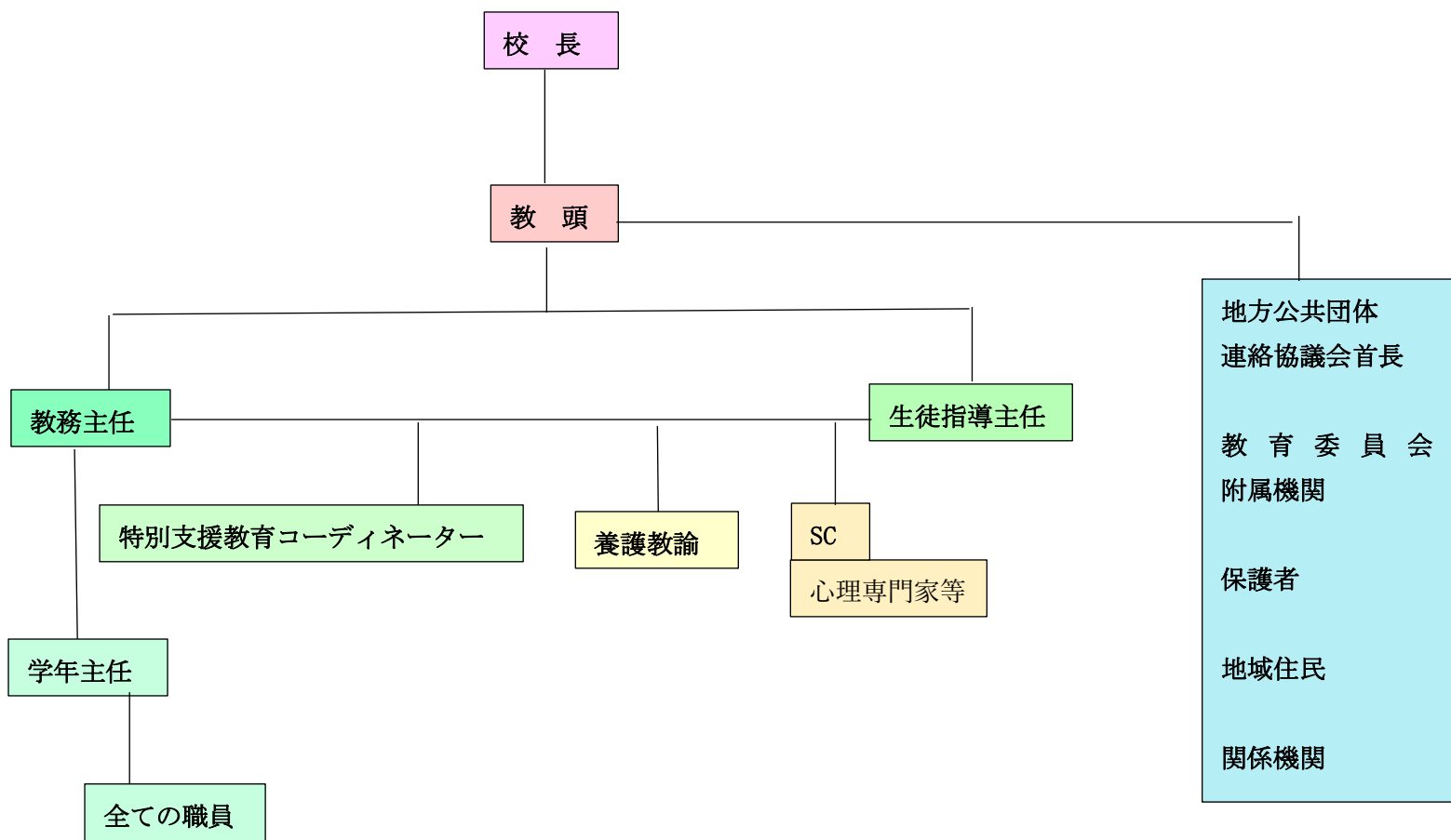
いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等の対策

（1）「いじめ防止対策委員会設置」

いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。
＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年 1 名、専科、必要に応じて関係職員（該当学級担任等）必要に応じて（心理・福祉専門家・SSW・弁護士・医師・警察関係経験者）
＜活動＞ アンケート調査並びに教職員の児童に対する教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
＜開催＞ 月 1 回を定例会（生徒指導部会）
疑いが生じたときは、定例外開催を行う。
深刻な事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ防止対策組織図



3 いじめ防止等のための対策基本事項
(1) いじめ未然防止

- (1) 発達支持的生徒指導の充実
 - ・人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開（実施に当たっては、「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」「いじめ啓発カード」等を積極的に活用し啓発活動を行う。
 - ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりとして、多種多様・対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - ・困ったときの適切な援助希求ができる環境づくりと、児童が安心して悩みを相談できる機会を高めるため、「いのちを大切にするキャンペーン」の一環として、「ＳＯＳの出し方に関する教育」に関する指導を行う。
- (2) 道徳教育等の充実
 - ・児童の豊かな情操と道徳心を培い心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・道徳教育の充実に努め、家庭や地域、その他、関係機関との連携を図りながら、児童の人間関係のモラル・規範意識を高める。
 - ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、人権教育を実施する。
 - ・自己理解や他者理解を促進したり、心理教育の視点を取り入れたりするいじめ防止の取り組みを行う。
- (3) 課題予防的生徒指導の充実
 - ・学級経営や活動等におけるいじめ防止の取り組みを行う。
 - ・教師の不適切な発言（差別的発言や児童を傷付ける発言）や体罰がいじめを助長する可能性があること、また、過度の競争意識、勝利至上主義が児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発することについて全職員が認識し、自己の指導方法を常に振り返り、向上させていく。
 - ・学校全体で暴力や暴言を排除し、いじめを許容しない雰囲気を醸成する。
 - ・児童会からのいじめ防止運動を推進するとともに、主体的に取り組む意識を育て、いじめを許さない学校風土をつくる。
- (3) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
 - ① 「自己決定の場」「自己存在感」を与える場の設定と「共感的人間関係」が育つ授業を行う。
 - ② 「楽しく」「わかる」授業を通して、児童の学習意欲と学力を高める。
- (4) 情報モラル教育の中でインターネット上のいじめ防止
 - ・保護者会や学校・学年だよりや朝会等で、インターネットや携帯電話の危険性を知らせる。
 - ・県民生活文化課等が行う「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」と連携・協力し、指導や保護につなげる。

(2) 相談体制の整備

- ・意見箱の設置場所の紹介（４月）
 - ・学校内保護者相談 教育相談日 担任：第３火曜日 児童相談日 担任：毎日
SC：毎週水曜日
県SC：第２木曜日 予約窓口教頭 ０４７－４３９－２１２３
 - ・学校外相談窓口
 - ・子どもと親のサポートセンター ０１２０－４１５－４４６ s a p o s o u d a n @ c h i b a - c . j p（メール）
 - ・２４時間子供ＳＯＳダイヤル ０１２０－０－７８３１０
 - ・千葉県警察少年センター ０１２０－７８３－４９７
 - ・子どもの人権１１０番 ０１２０－００７－１１０
 - ・千葉いのちの電話 ０４３－２２７－３９００

(3) 早期発見のための措置

- ・全校を全職員で日常の観察をするとともに、児童理解のための職員共有を4月下旬～5月初旬に設定するほか、随時行っていく。
- ・いじめを早期発見するため、在籍する児童に対するアンケート調査を年2回実施する。
- ・児童の人間関係を日常的に観察する等、本人からの訴え、保護者からの訴え担任からの情報を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・家庭や地域、関係機関と連携しいじめに気付くネットワークを広げる。
- ・いじめられている児童の理解と心のケアに担任・SC・全職員で取り組む。
- ・被害者のニーズを確認しながら、支援案を提示する。
- ・いじめの加害者と被害者の関係の支援を、全職員と関係機関との連携で行う。
- ・いじめの解消に向けて、被害者の支援と加害者の指導と関係修復等に努める。3か月は、指導と丁寧な見守りと観察を行う。

(4) いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

- ・いじめ防止等の対策に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。
- ・4月下旬～5月初旬には、全職員で児童理解研修を行う。
- ・生徒指導部会や職員会議等において、配慮の必要な児童や様子の気になる児童、支援の必要な児童の実態と支援方法を全職員で共有する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

- ・情報モラル教育の中でインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう児童へ啓発授業や活動を行う。
- ・保護者会や学校・学年だより等でインターネットや携帯電話の利用上の危険性を知らせる。
- ・県警や地域の教育講演会などの講演の紹介や「青少年ネット被害防止対策事業」を連携・協力して、指導や保護につなげる。

4 いじめを認知した際の措置

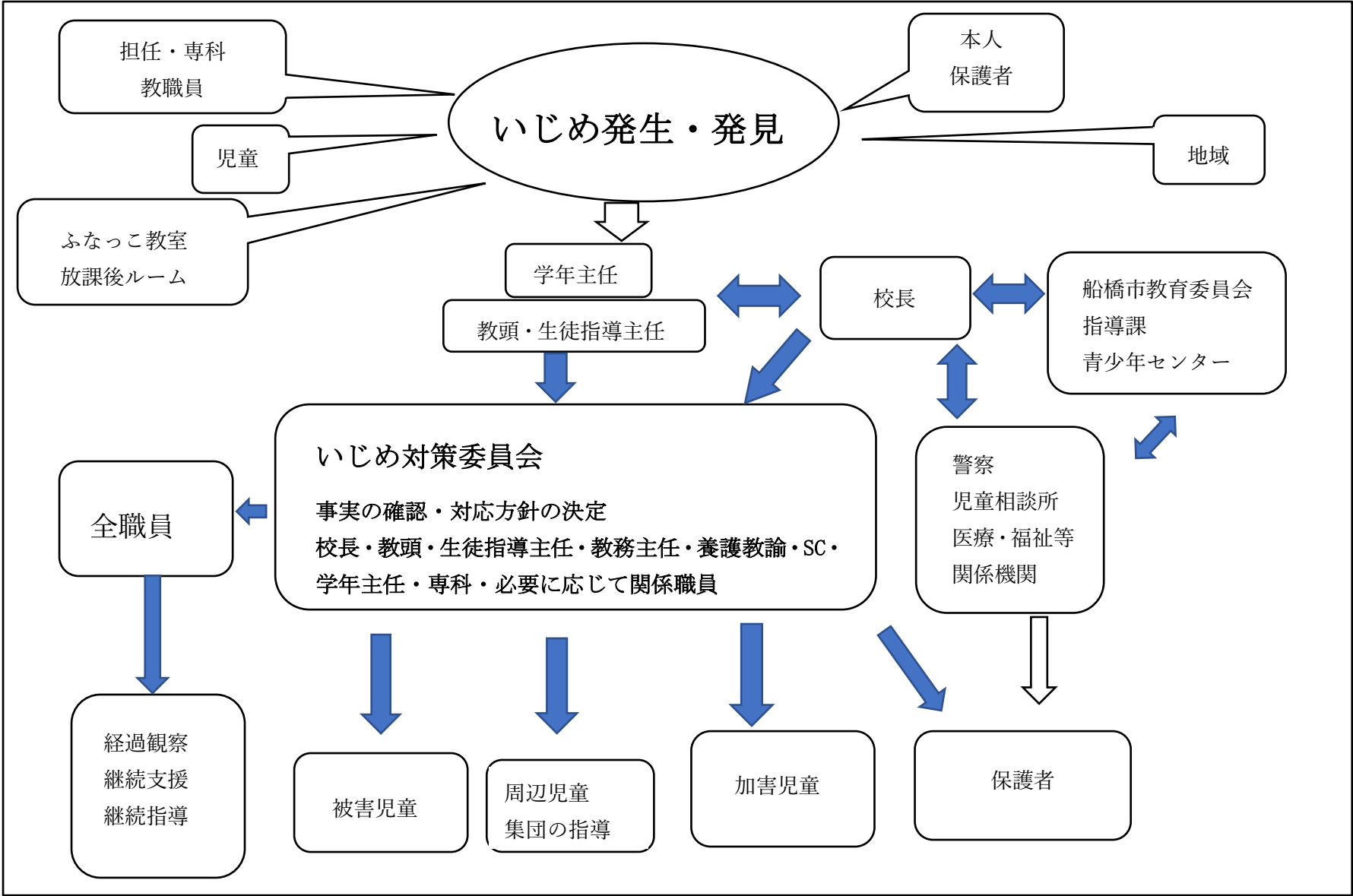
(1) いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- ・いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。また、安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた支援を行う。また、その保護者に対する支援を行う。
- ・児童へのいじめ問題の聴き取りは、いじめを受けた児童だけでなく、いじめを行った児童や周辺の児童からも丁寧に聴き取りを行う。
- ・いじめを行った児童に対してはいじめに至った要因や背景を把握し、抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。
(その際、いじめを知らせた児童への圧力の防止に留意する)
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する報告・支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告・支援、該当クラス児童への指導を継続的に行う。
- ・いじめを見ていた周辺の児童(傍観者・観衆)に対しても児童(仲裁者・相談者)に転換できるよう指導を行う。
- ・いじめを受けていた児童等が安心して教育を受けるための必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態に発展させない指導措置

- いじめの起きた部活動や学級や集団には、SCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応が進められるようにする。
- ・保護者との連携
保護者の責務として、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導そのほかの必要な指導を行うよう努めるものとする。」(法第9条)に基づき、保護者と連携して重大事態に発展しないよう努める。
- ・地域の人々との連携
国の基本方針よりいじめの防止について「より多くの人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。」に努める。
- ・関係機関との連携
問題に応じて警察と相談するなど、学校外関係機関と連携を図り、教育委員会等への報告をする。

(3) いじめ問題に取り組むための連絡図



5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 1

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した際の対処

- 1

重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- 2

船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5

必要に応じて、スクールカウンセラーや外部機関との連携を図る。

6 公表・点検、学校評価における留意事項

(1) 公表

学校いじめ防止基本方針を本校ホームページで公表する。

(2) 点検

学校いじめ防止基本方針が機能しているか。定期的に点検・評価を行う。年度末に学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
年度初めに全教職員で学校いじめ防止基本方針の共通理解を図り、必要があれば加除訂正を行う。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加筆し自校の取り組みを評価する。
いじめの早期発見に関する取組について
いじめを防止するまたは、再発防止する取組について

★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第 1 1 条】
○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施
地方公共団体 ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第 1 2 条】
※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第 1 4 条第 1 項】
○地域の状況に応じた施策の策定・実施
学校の設置者 ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置
【法第 1 4 条第 3 項】
★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施
【法第 2 4 条】

○いじめの防止等のために必要な措置の実施
学校・教職員 ★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第 1 3 条】
★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第 2 2 条】
★いじめに対する措置 【法第 2 3 条】
○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処
保護者 ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力
【法第 9 条第 1 項・第 3 項】
★児童等の保護 【法第 9 条第 2 項】
○子の教育についての第一義的責任
★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

い★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第 1 1 条】 ○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施 地方公共団体 ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第 1 2 条】 ※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第 1 4 条第 1 項】 ○地域の状況に応じた施策の策定・実施 学校の設置者 ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第 1 4 条第 3 項】 ★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 【法第 2 4 条】 ○いじめの防止等のために必要な措置の実施 学校・教職員 ★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第 1 3 条】 ★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第 2 2 条】 ★いじめに対する措置 【法第 2 3 条】 ○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処 保護者 ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第 9 条第 1 項・第 3 項】 ★児童等の保護 【法第 9 条第 2 項】 ○子の教育についての第一義的責任 ★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい